

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 柴田町子ども・子育て支援事業計画とは

柴田町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための市町村行動計画にも位置付け、一体的に策定しています。

### ■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### ■次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

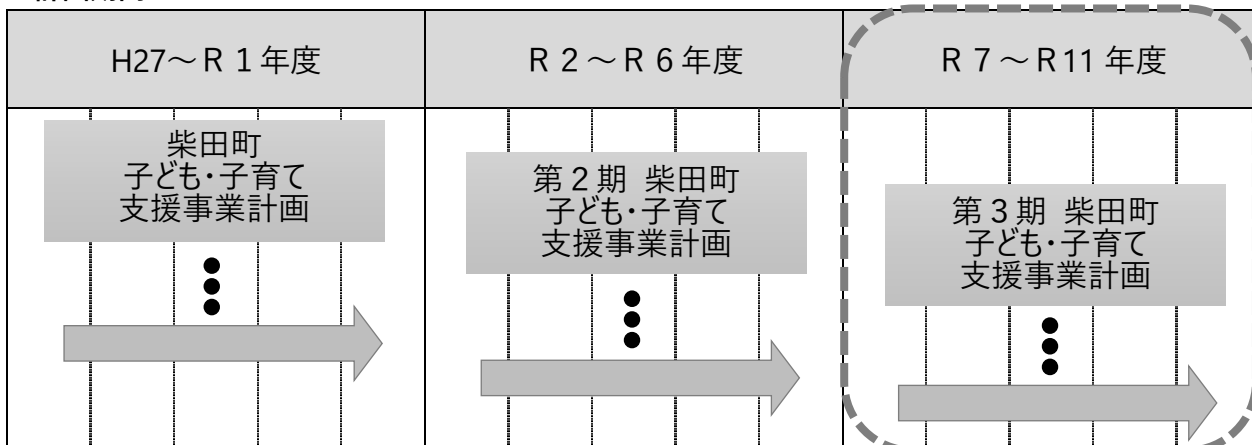
## 2. 第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画について

柴田町(以下、「本町」という。)では、令和2年3月に「第2期柴田町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「みんなで育てよう きらりと光る しばたの子」を基本理念に子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

このたび、計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町のこどもを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況を検証し、全てのこどもが心身ともに健やかに育ち、また、安心してこどもを産み育てることができるよう、「第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

なお、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を1期として策定するものですが、必要に応じて中間年度(令和9年度)を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

### ■計画期間



### 3. 第3期計画において踏まえるべき視点

#### (1) 重要な視点

##### ① 子育て環境の変化

令和3年に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」では、わが国で長期的に大きな課題となっている少子高齢化や人口減少に伴い、将来にわたって活力ある地域社会の実現のため、様々な取り組みが推進されています。特に、子ども・子育て分野においては、子育て世帯の移住の推進や結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取り組みを進めていくための指針が示されています。

また、令和5年に策定された「デジタル田園都市国家構想」においても、子ども・子育て分野の施策の方向性として、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取り組みの推進が位置づけられています。

さらに、世帯年収の減少や女性の社会進出等により、共働き世帯は増加しています。そのため子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職場や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

##### ② 「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こどもの最善の利益を第一に考え、権利を保障し、誰一人取り残さないよう、こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、令和3年に「こども家庭庁」が創設されました。「こども家庭庁」では、令和5年にこども政策を総合的に進めていくため「こども基本法」・「こども大綱」を決定し、令和6年にはこども大綱に基づいて「こどもまんなか実行計画」が策定されました。

こども大綱では、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。また、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

※隘路(あいろ)

物事を進める上での障害や困難なこと。

### ③ 幼児教育・保育、子ども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これを基に、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

また、令和元年10月に、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

さらに、令和5年12月に、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

令和6年4月時点において、こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が検討されています。

※ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

## (2) 第2期計画策定後の国の動向

年	法律・制度等	内容
R 2	少子化社会対策大綱閣議決定	結婚・子育て世代が将来の展望を描ける環境づくり、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みの推進、結婚・出産・子育てに温かい社会づくり、科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用。
	全世代型社会保障改革の方針	人生100年時代の到来を見据え、「自助・公助・共助」そして「絆」を軸にお年寄りに加え、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築。
	新子育て安心プランの公表	令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備。
R 3	子ども・子育て支援法及び児童手当法改正	施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げを実施。 特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とする(令和4年10月支給分から適用)。
	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の閣議決定	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔としてこども家庭庁を創設。
R 4	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランの決定	令和6年度までに児童福祉司を1,060人増員、令和8年度までに児童心理司を950人増員することなどを目標とする。
R 5	こども・子育て政策の強化について(試案)の公表	若い世代の所得を増やし、社会全体の構造・意識を変え、全ての子育て世帯を切れ目なく支援。
	「こども家庭庁」設置／「こども基本法」施行	こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて設置(令和5年4月)。／こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法(令和5年4月)。
	「こども大綱」閣議決定	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める。
R 6	子ども・子育て支援法等の一部を改正	こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための法案。

## 4. 柴田町子ども・子育て支援事業計画の策定手法

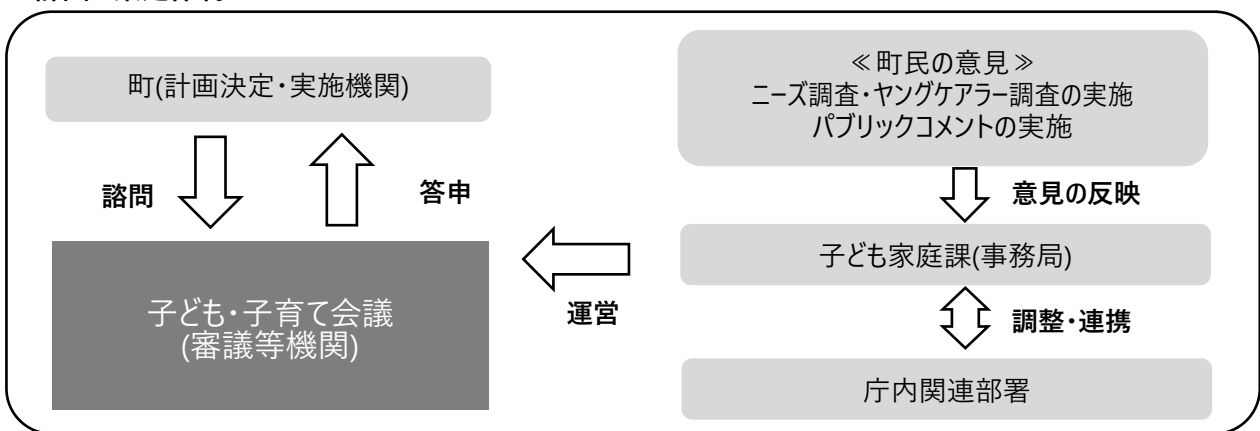
### (1) 計画の策定体制と町民意見の反映

計画策定にあたっては、「柴田町子ども・子育て会議」において庁内関係者間の協議・調整を図るとともに、子育てに関わっている関係者や町民からの意見をもとに策定を行いました。

また、町民意見については、子育て家庭の保護者に対してニーズ調査を実施し、調査結果から得られた子育て世帯の現状や今後の子育て支援にかかる意向を計画策定の基礎資料として活用します。

さらに、町公共施設やホームページ上においてパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、計画への反映に努めました。

#### ■計画の策定体制



### (2) 他計画との関係

計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第6次柴田町総合計画」を基本として、「第2期柴田町地域福祉計画」「第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」 「第3期健康しばた21」「第3次柴田町障害者計画、第7期柴田町障害福祉計画・第3期柴田町障害児福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。

#### ■他計画との連携

